

業績ハイライト (2022年度中間期)

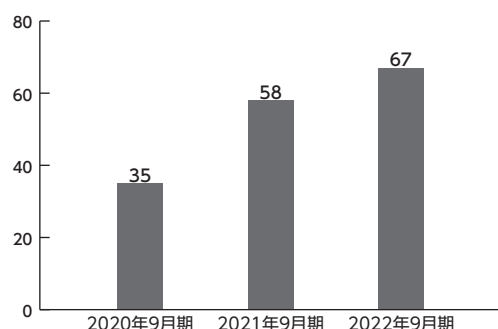
■ 損益の状況〈単位〉

銀行本来業務から得られる利益であるコア業務純益は、資金利益及び役務取引等利益の増加により、前年同期比9億円増加し67億円となりました。

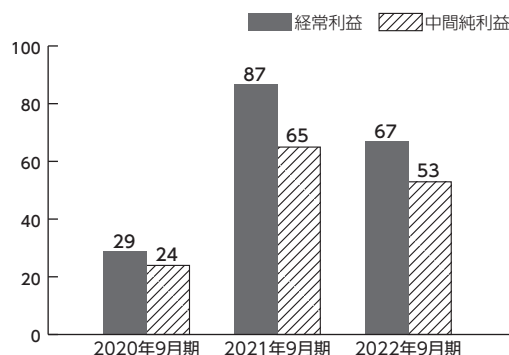
経常利益は、前年同期比19億円減少し67億円となりました。

中間純利益は、53億円となりました。

コア業務純益 (単位：億円)



経常利益・中間純利益 (単位：億円)

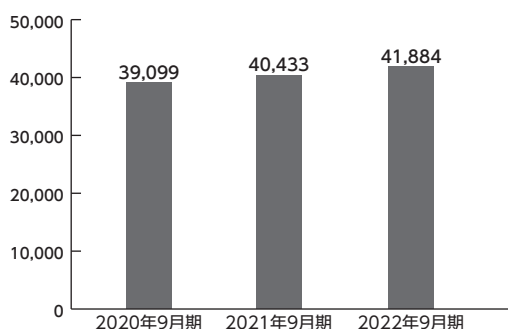


■ 預金（譲渡性預金含む）・貸出金・有価証券の状況〈単位〉

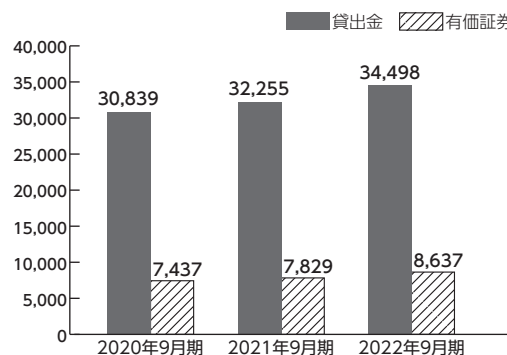
預金（譲渡性預金含む）は前年同期比1,450億円増加し4兆1,884億円に、貸出金は前年同期比2,243億円増加し3兆4,498億円となりました。

有価証券は前年同期比808億円増加し8,637億円となりました。

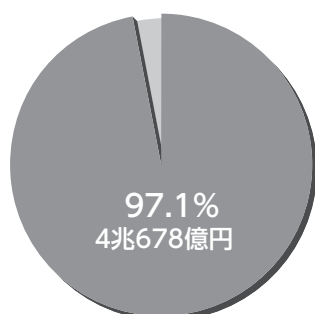
預金（譲渡性預金含む） (単位：億円)



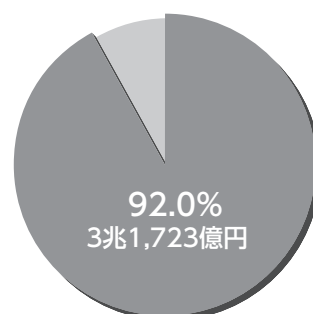
貸出金・有価証券 (単位：億円)



預金残高に占める愛知県内預金割合
(2022年9月期)

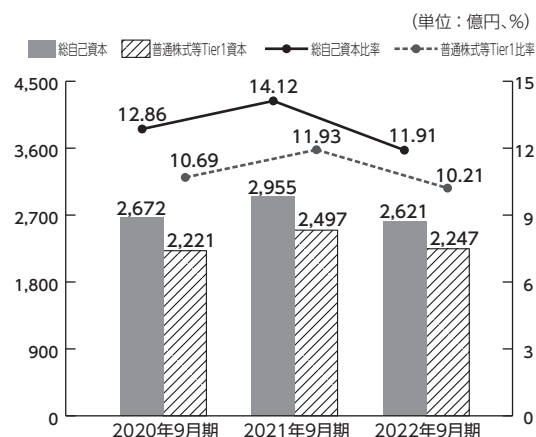


貸出金残高に占める愛知県内貸出金割合
(2022年9月期)



■ 連結総自己資本比率〈国際統一基準〉

自己資本比率は、銀行の健全性を判断する重要な指標のひとつで、比率が高いほど健全といえます。2022年9月末の連結総自己資本比率は11.91%となっています。また連結普通株式等Tier1比率は10.21%となっています。



■ 格付け

格付けとは、企業の発行する個別の債券について、約定通り元金金が支払われる確実性の程度を、一定の符号によって格付会社が情報として提供しているものです。企業の信用力評価的な要素が強く、広い意味で銀行そのものの信用度を表しています。

当行は、株式会社日本格付研究所（JCR）より長期発行体格付けとして「A（シングルA）」の格付けを取得しています。この格付けは投資適格銘柄であることを示しており、高い評価を受けております。

■ 日本格付研究所（JCR）

名古屋銀行
A
債務履行の確実性は高い。

AAA

AA

A

BBB

BB

B

CCC

CC

C

D

■ 債権内容について

名古屋銀行は、創業以来、堅実経営を貫いており、不良債権の発生を最小限にするよう努めてまいりました。今後も、不良債権発生のもた防止と処理の促進、融資先の事業再生にも力を注ぎ、資産の健全性維持に努めてまいります。

貸出などの資産につきましては、厳格な自己査定を実

施し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性に従って区分し、その区分に応じた適正な不良債権処理ルールに基づいて償却引当を行っています。また、不良債権のオフバランス化や経営改善支援による債務者区分の改善を進めること等によって、資産の健全化に努めています。

■ 銀行法・金融再生法に基づく開示額〈単位〉

(単位：百万円)

	2021年9月30日	2022年9月30日	前年同期比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,934	4,984	△950
危険債権	52,889	65,838	12,948
要管理債権	7,165	12,543	5,377
三月以上延滞債権	76	390	313
貸出条件緩和債権	7,089	12,153	5,063
不良債権（小計）	65,990	83,366	17,376
正常債権	3,206,032	3,416,827	210,794
合計	3,272,023	3,500,194	228,171
不良債権比率	2.02%	2.38%	0.36%

(注)「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

用語の解説【銀行法基準・金融再生法基準】

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2)危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3)要管理債権
①三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で(1)及び(2)に該当しないものです。
②貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で(1)、(2)及び(3)①に該当しないものです。
- (4)正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権です。